第5次大阪府障がい者計画の構成等について（事務局案）

資料2-2

令和元年5月

▼基本構成について

　→基本構成は第4次計画（後期計画）を大筋で継承するか。

・基本理念、基本原則、最重点施策、6つの生活場面など。

　▼計画期間について

　　→計画期間は6年間とするか。

（参考）障がい福祉計画、障がい児福祉計画：3年、国の障害者計画及び大阪府地域福祉計画：5年

　▼ニーズ調査について

　　→前回の調査結果（H28年度）をできる限り活用してはどうか。

　　→追加調査の必要な項目等が出てきた場合には、それらに関する調査の実施について部会で検討する。

　　＜計画の構成＞

